

まずは相談と情報

サービス利用・手続きの流れ



利用者側のアクション



市町村・事業者・施設側のアクション

情報収集・相談

- 相談ができるところ
 - ・市町村の窓口
 - ・市町村障害者生活支援事業所の窓口
 - ・障害児(者)地域療育等支援事業の窓口
 - ・身体障害者相談員
 - ・知的障害者相談員等



申請

申請は、所定の申請書に必要な事項を記入するほか、本人および扶養義務者の利用者負担額を決定するための資料(収入・課税状況が把握できる書類等)を添付する必要があります。



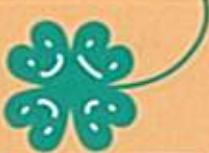
申請内容の審査と支給決定

市町村は障害のある人から障害の状況や利用の意向、生活環境などの聞き取りを経て、その内容を勘案し、支援費の支給と利用者負担額を決定します。



受給者証の交付

交付される受給者証には、「支援の種類」、「支給期間」、「利用者負担額」の他、居宅支援の場合には「支給量」、施設支援の場合には「障害程度区分」などが記載されます。



●利用者のための相談窓口

支援費制度でサービスを受けるためには、市町村に支援費支給の申請を行い、支給決定を受ける必要があります。また、実際にサービスを利用した際にはあらかじめ決められた利用者負担額を支払うことになっています。

そこでまず、市町村の相談窓口等で、

利用の 申し込みと 契約

サービスを利用する場合には、受給者証を指定事業者・施設（都道府県知事等が指定した複数の事業者・施設の中から自分で選定して利用できます）に提示して、サービス内容を確認したうえで利用に関する契約を結びます。



サービス 利用



利用者 負担額の 支払い

支援費 の請求

サービスの利用者は利用者負担額を事業者・施設に直接支払います。
事業者・施設は提供したサービスについての支援費（利用者負担額を除く）を市町村に請求します。

支援費 の支給

（サービス提供事業者・施設による代理受領）

市町村は、一定の審査後に支給額を確定し、事業者・施設に支援費を支給します（当該事業者・施設が受給者に代わって受領（代理受領）し、その内容を受給者本人に通知します）。

